

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の 用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条(以下、「法第51条」という。)では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置 (用途地域)	面積	備考 (処理施設の種類及び処理能力)
日本磁力選鉱株式会社 代表取締役 原田 光久	北九州市若松区 響町一丁目 79番4、5、6、7、8、9 (工業専用地域)	敷地面積: <u>29,395.57 m²</u> 建築面積: <u>6,530.11 m²</u> [申請部分 <u>3,093.11 m²</u> 延べ面積: <u>5,899.80 m²</u> [申請部分 <u>2,984.02 m²</u>	一般廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設(破碎・選別) <u>42.5トン/日(5時間)</u> 産業廃棄物処理施設 ・廃プラスチック類の破碎施設 <u>71.2トン/日(8時間)</u>

申請地は付近見取図(283-1)に示すとおり。

(法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

申請者は、これまで当該地において、法第51条ただし書きの規定に基づく、ごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の許可を受け、小型電子機器の破碎・選別処理を行い、鉄やレアメタルを含む有価金属などを回収するリサイクル事業を実施している。

今回、リサイクル品目の多種多様化及び搬入量の増加に対応することを目的に、当初許可を受けた処理施設1機に既設処理施設3機を追加し、4機で一般廃棄物と産業廃棄物を処理する計画である。

これにより、ごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の処理能力の合計が、当初許可時の1.5倍を超えることから、新たに法第51条ただし書きの規定による許可を必要とするものである。なお、処理施設は既存建築物を利用するため、新たな建築行為はない。

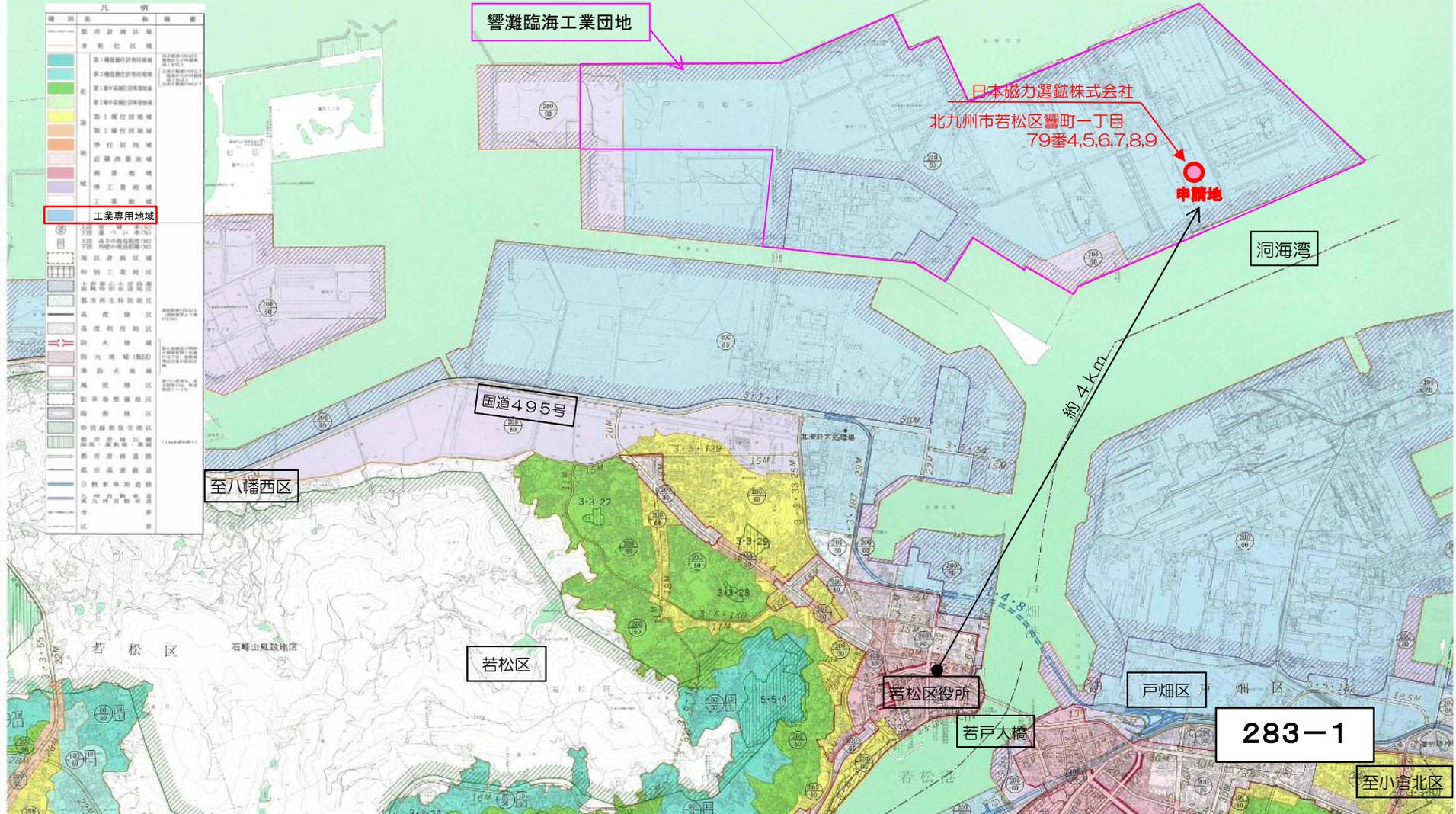
【当初許可と本許可申請】

ごみ処理施設: 当初許可 7.5t/日(5時間) × 1.5倍 = 11.25t/日(5時間)	<	本許可申請 42.5t/日(5時間)
廃プラスチック類の破碎施設: 当初許可 12.0t/日(8時間) × 1.5倍 = 18.00t/日(8時間)	<	本許可申請 71.2t/日(8時間)

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
付近見取図(用途地域図)

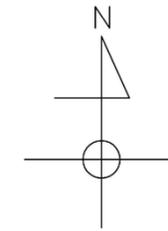
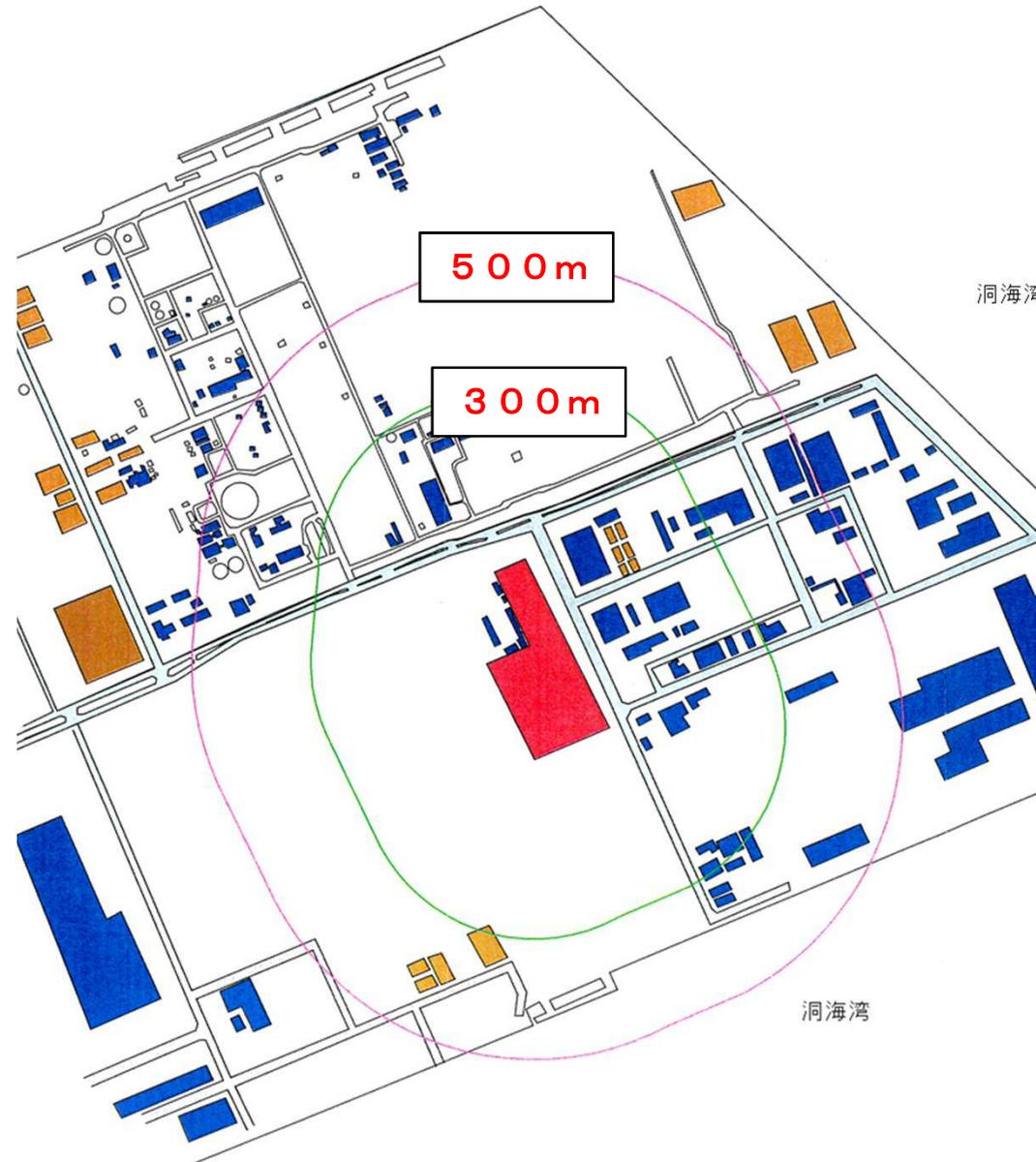
都市計画図

縮尺25,000分の1



283-1

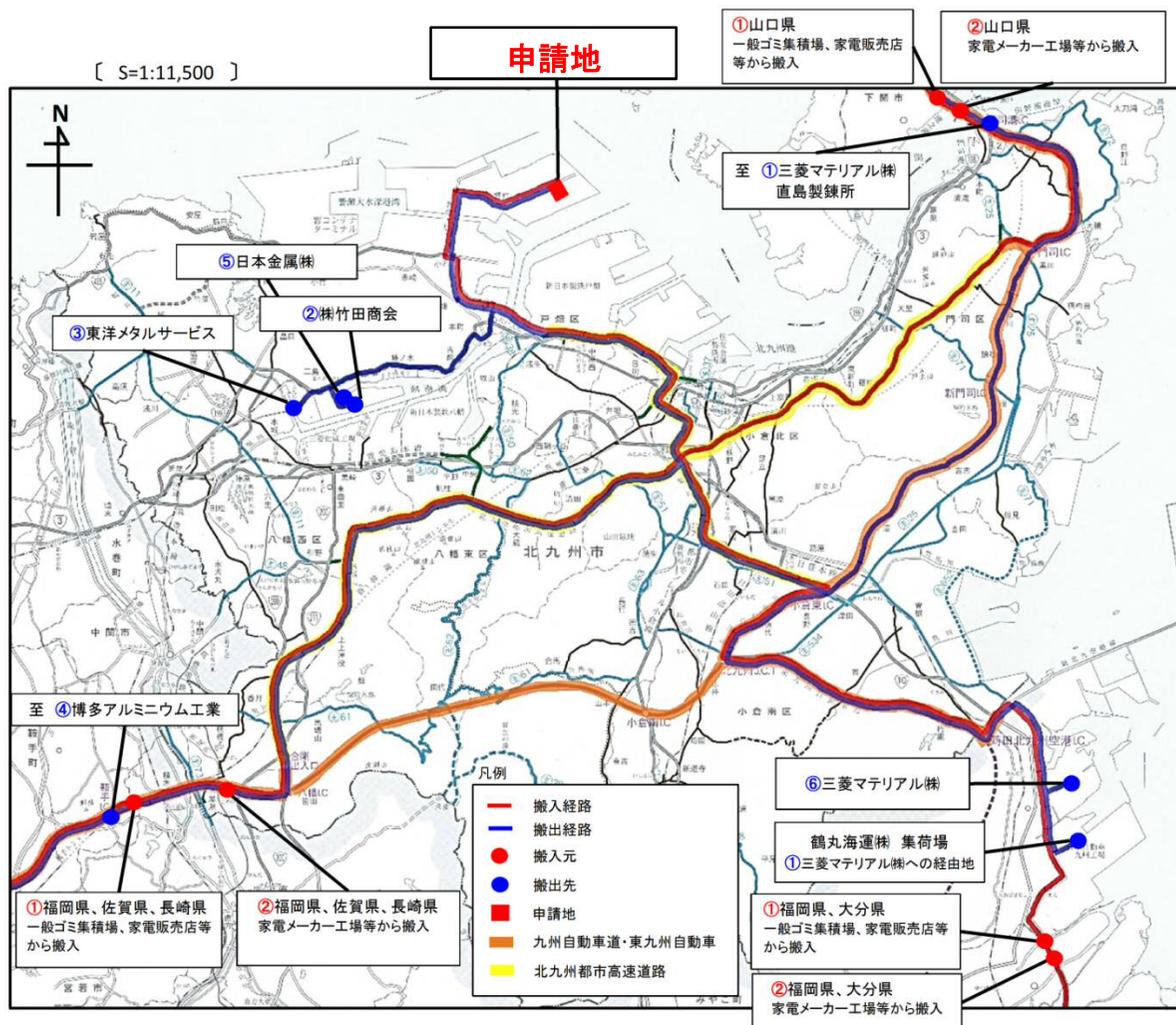
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
用途現況図



凡例

	申請地
	工場
	倉庫
	道路
	300 m
	500 m

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の 用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画図



1 計画概要

- ・自治体、企業等が回収した小型電子機器（一般廃棄物、産業廃棄物）を当該敷地に搬入する。
- ・搬出入に係る運搬経路は、各都道府県の主要道路、高速道路及び都市高速道路を主に使用する。
- ・運搬車両は、ウイング車、平ボディー（10t）等を使用する。
- ・運搬する運転手に対しては“作業指示書”で安全、コンプライアンス遵守等の教育を行っている。

2 運搬計画

(1) 年間搬入量 (t/年)

対象項目	現在	計画	搬入元
一般廃棄物	404	580	①自治体(北九州市内・福岡・大分・山口)からの家庭ゴミ、家電販売店等からの一般廃棄物
産業廃棄物	5	20	②企業(家電メーカー工場等)からの産業廃棄物
合計	409	600	

(2) 年間搬出量 (t/年)

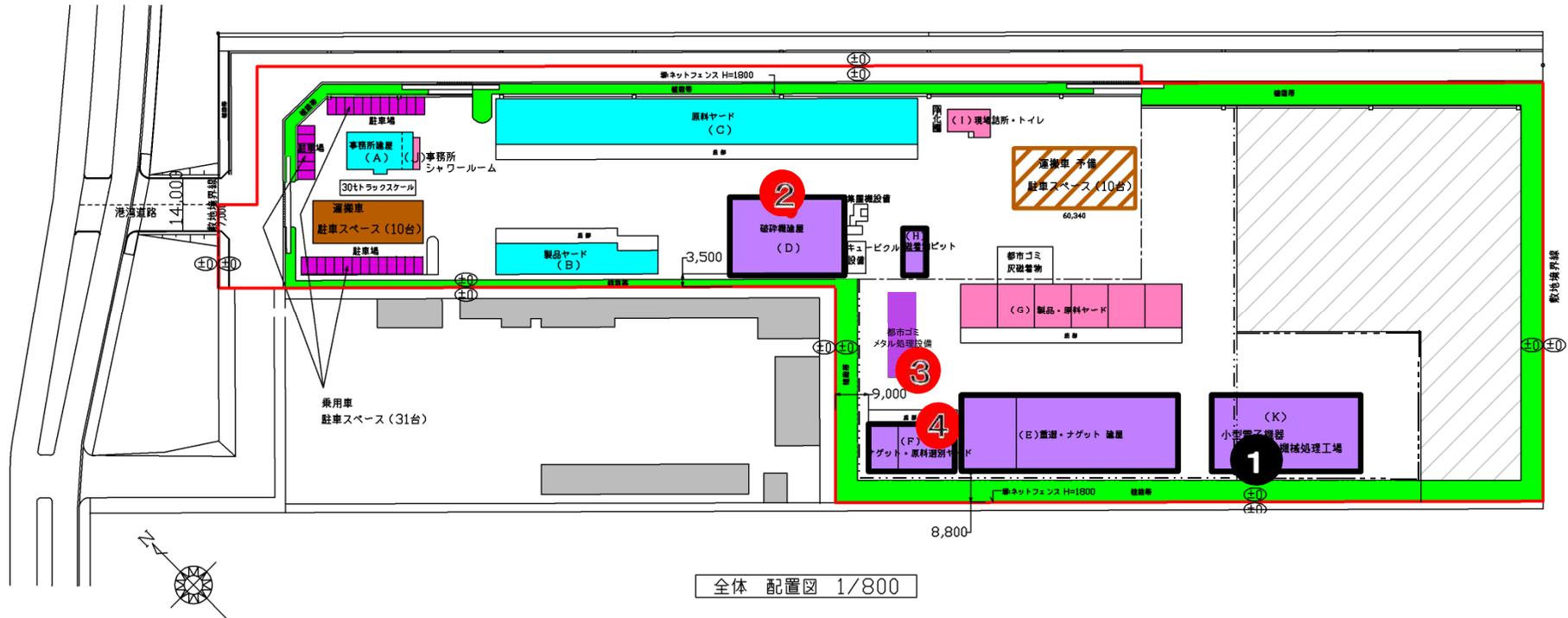
対象項目	現在	計画	搬出先
貴金属濃縮物 銅スクラップ	190	279	①三菱マテリアル(株) 直島製錬所
鉄スクラップ	152	223	②株竹田商会 ③東洋メタルサービス(株)
アルミスクラップ	50	72	④博多アルミニウム工業(株) ⑤日本金属(株)
廃プラスチック	17	26	⑥三菱マテリアル(株) 九州工場
合計	409	600	

3 搬入・搬出車両台数の実績・増加見込 (台/年)

項目	搬入台数	搬出台数		合計	
		貴金属類	廃プラスチック		
実績	410	418	40	868	
増加見込	一般廃棄物	18	17	1	36
	産業廃棄物	2	2	1	5
	小計	20	19	2	41
合計	430	437	42	909	

※台数は10tトラックあたりで試算

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の 用途に供する建築物の敷地の位置について 配置図



全体 配置図 1/800

凡例

	1期造成地	14,311.23㎡	●番号	既許可処理施設(H25.2許可済)
	2期造成地	7,721.61㎡	●番号	今回追加処理施設
	3期造成地	2,288.54㎡	○番号	今回許可申請対象施設 ① ② ③ ④
	未造成敷地	5,074.19㎡		※一般廃棄物と産業廃棄物を同施設にて処理する。
	敷地面積合計	29,395.57㎡		
	工場全体緑地	5,565㎡ (19%)		1期工事部分
	敷地境界線			2期工事部分
	乗用車駐車スペース			今回許可申請部分
	運搬車駐車スペース			

**建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
作業フロー図① 【一般廃棄物】**

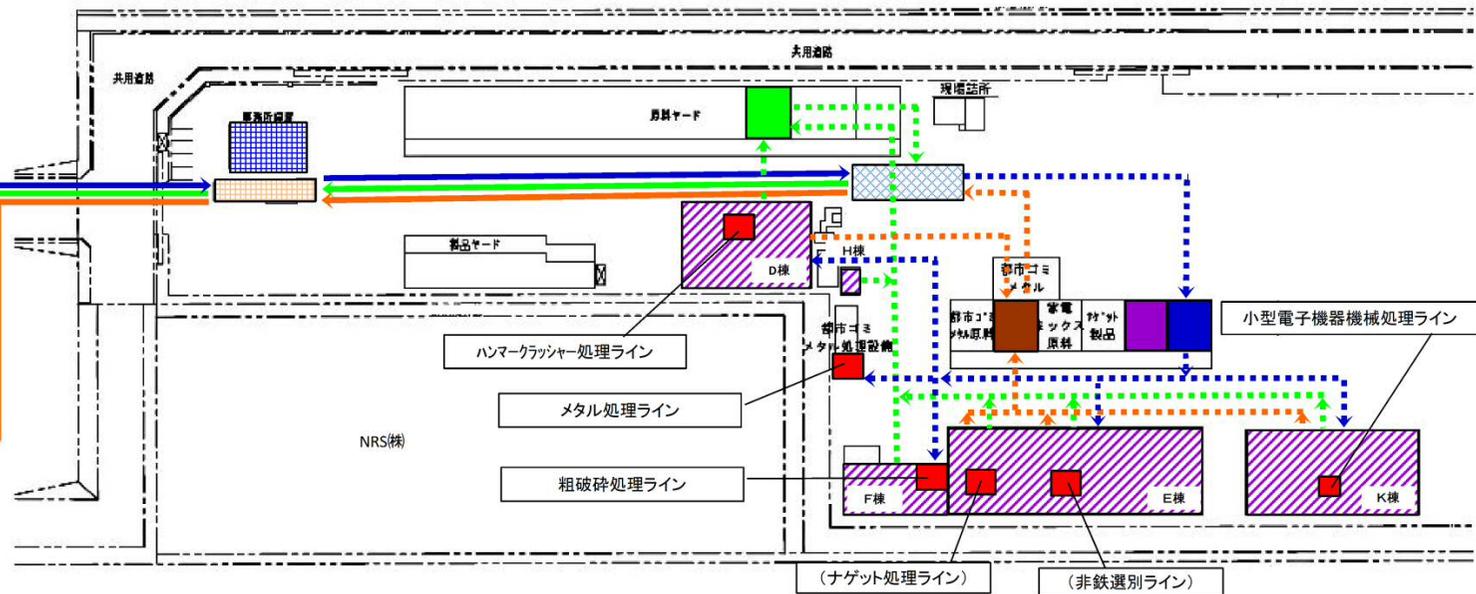
搬入

《一般廃棄物》
自治体、
家電販売店 他
580t/年

搬出

【貴金属類】
三菱マテリアル(株) 直島製錬所
(株)竹田商会
東洋メタルサービス(株)
博多アルミニウム工業(株)
日本金属(株)
計 555t/年

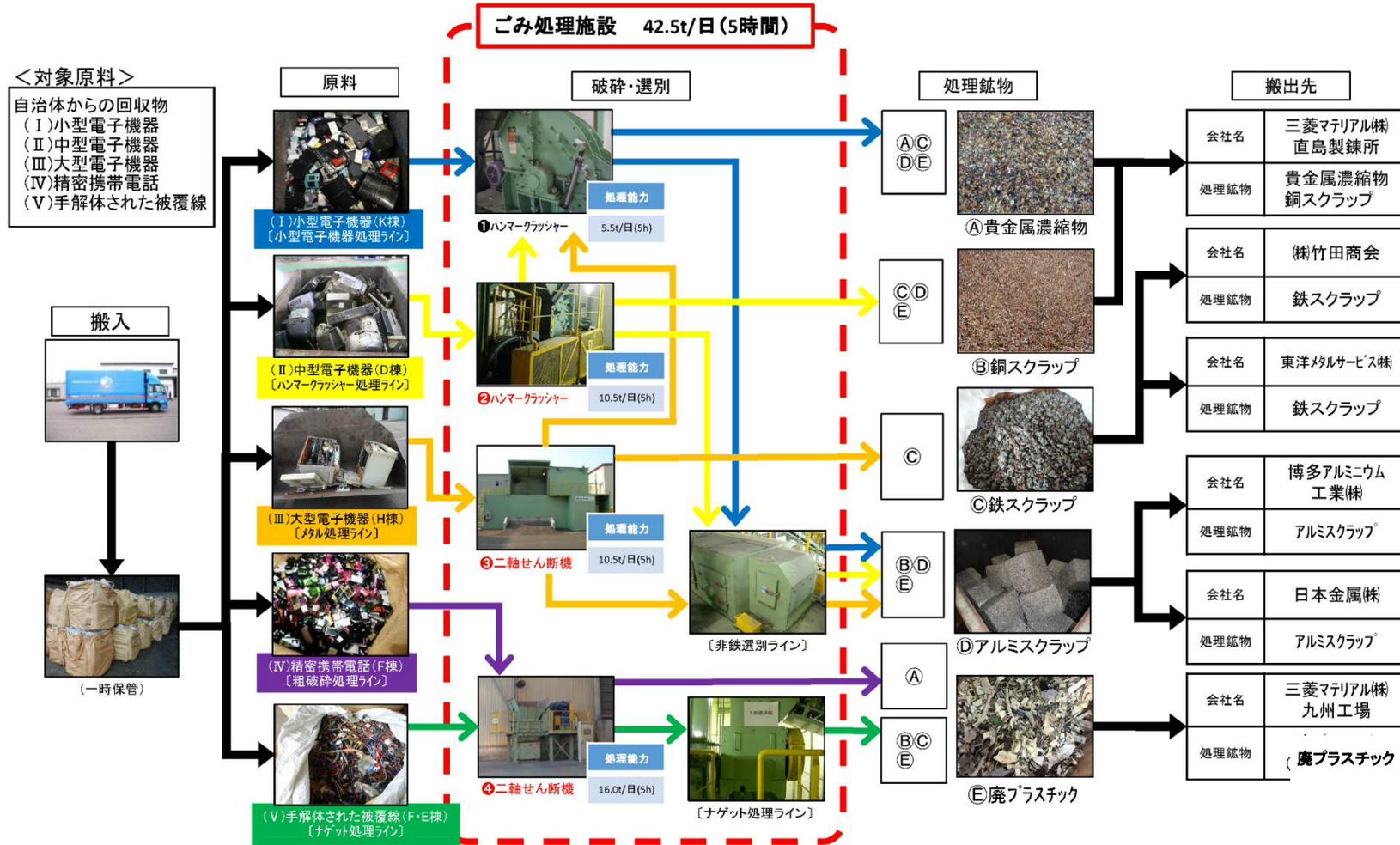
【廃プラスチック】
三菱マテリアル(株) 九州工場
25t/年



凡例

	許可対象施設	〈置き場〉		一般廃棄物の置き場	〈トラックによる移動〉		一般廃棄物の搬入	〈フォークリフトによる移動〉		一般廃棄物の移動	
	許可申請施設建屋		〔処理後〕貴金属類の置き場		〔処理後〕貴金属類の搬出		〔処理後〕貴金属類の移動		〔処理後〕廃プラスチックの移動		〔処理後〕廃プラスチックの移動
	トラック荷卸し、積込場所		〔処理後〕廃プラスチックの置き場		〔処理後〕廃プラスチックの搬出						
	計量器(トラックスケール)										
	事務所										

**建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
処理フロー図① 【一般廃棄物】**



**建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
処理フロー図② 【産業廃棄物】**

